

## 議案第 79 号関係資料

## 青森市水道事業条例（平成十七年青森市条例第二百二十三号）の一部改正

## 新旧対照表

赤字下線部分が改正点

改正後	改正前
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第四条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（法第十六条の二第三項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の承諾書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p> <p>第五条～第三十五条（略）</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2 管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該工事が法第十六条の二第三項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第三十七条～第四十五条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第四条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（法第十六条の二第三項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の規定による申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の承諾書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p> <p>第五条～第三十五条（略）</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2 管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該工事が法第十六条の二第三項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第三十七条～第四十五条（略）</p>